

平成 28 年 11 月 1 日

電力システム改革貫徹のための政策小委員会  
財務会計ワーキンググループ 御中

委員 永田高士

本日は業務の都合で財務会計ワーキンググループを欠席いたしますので、書面をもって意見を述べさせていただきます。

#### 1. 資料 3 自由化の下での廃炉に関する会計制度について

廃炉会計制度を継続できるようにすることは、エネルギー基本計画に定められた方針と整合するものであり、課題に対するこれまでの整理に基本的に異論はない。

廃炉に伴う資産の残存簿価への対応については、会計上の観点からは、昨年 の審議会における報告書でも取りまとめたとおり、未償却の残存簿価を廃炉後も分割して償却するためには「着実な費用回収を担保する仕組み」が不可欠であることをあらためて申し上げる。

解体引当金について、総見積額の柔軟性確保に関して、前回のワーキングにおいて「当該事象を速やかに総見積額に反映させるというところに恣意性がないか、本当に客観的・合理的にその見積額が納められるか」という点をどう措置するのか検討が必要。」との発言をしたが、この点については、これまでの総見積額と同様に「経済産業大臣の承認」によって、これらの点を監督官庁として担保するという方向で承知した。

#### 2. 資料 5 原子力事故対応に係る財務会計面の課題について

1F 廃炉に必要な資金について、その管理を適切に行う方法として、積立金制度を用いることに異論はないが、資金の管理を行う第三者機関による実質的な東京電力グループに対するガバナンスのあり方は、今後の東電改革及び制度設計において重要な要素となると考えられるので、バランスを持った議論を期待する。

次に、送配電事業を行う東電パワーグリッドにおいて、経営合理化によって生み出す資金については、1F 廃炉費用のみならず、原賠機構法の特別負担金の原資にもなると考えられることから、何らかの制度的手当が必要との考えには異論はないが、申し上げるまでもなく、制度設計においては、送配電事業の安定供給に支障をきたすことがないように留意する必要がある。

原賠機構法の一般負担金の過去分の負担について、負担の公平性の議論は、電力自由化が進展する環境下において整理が必要な事項と理解している。世代間公平を担保する手段としてはバックエンド過去分が参考になると考えられるが、「原子力事業開始時から確保されるべきであった費用」の金額算定は慎重に行われることが必要である。また、これに関連して、原子力事業者は、原子力損害賠償法に基づく政府補償では対応できないような巨額の賠償に万全を期すため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づいて一般負担金を拠出しているものと理解しているが、今回の議論が現状の一般負担金の性格を変化させるものではないという理解で良いかを改めて確認したい。

以上